平成２２年（フ）第１０４号
新潟県三条市林町１丁目14番４号
破産者　星野　俊幸
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第５２５号
静岡市清水区袖師町773番地の１
破産者　鈴喜運輸有限会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４３３号
名古屋市中川区松ノ木町１丁目67番地の２
破産者　有限会社オーエー・アイ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３２５号
名古屋市西区長先町72番地
破産者　有限会社光進
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３６９号
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字砂走85番地４
破産者　有限会社ヤマナミ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０２４号
大阪市西淀川区福町２丁目３―15
破産者　有限会社トップユニオン商事
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０００号
大阪市中央区道修町２丁目２番14号
破産者　有限会社Ｃｒｅａｔｉｖｅ　Ｗｉｄｅ　Ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３４号
大阪市淀川区塚本５丁目10番28号
破産者　小川鍍金有限会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３７９号
大阪府茨木市大字宿久庄526番１
破産者　株式会社アステック
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１８３号
神戸市中央区元町通３丁目５番２号
破産者　有限会社シースペース
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６７号
兵庫県伊丹市桜ヶ丘４丁目４番15号　株式会社エス・ワイ・ディ内、商業登記簿上の本店所在地兵庫県伊丹市千僧３丁目133番地グリーンスクエア109
破産者　有限会社五合
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９０６号
福岡市博多区博多駅前１丁目19番３―1006号
破産者　株式会社エクスコ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６７号
札幌市東区東苗穂９条２丁目10番５号
破産者　合同会社新創企画
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０４号
秋田県男鹿市船越字杉山130番地
破産者　光飯商事株式会社
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０２号
福島市山口字三本松18番地
破産者　株式会社齋新工務所
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２４６号
福島市宮下町16番16号
破産者　豊和産業有限会社
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２９号
神奈川県鎌倉市寺分１丁目４番５号　ウエストヴェール101号室
破産者　原田　忠之
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１６７号
神奈川県海老名市国分北２丁目10番23号
破産者　有限会社いいだ食品
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９号
三重県伊賀市緑ケ丘東町795番地
破産者　株式会社シーマート
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第９８号
熊本県八代市妙見町2399番地１
破産者　内田　良則
1　決定年月日　平成23年２月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第４４号
千葉県木更津市井尻971番地
破産者　株式会社大和総建
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１９７６９号
東京都練馬区春日町６丁目11―41―101、開始決定時の住所東京都北区滝野川７丁目37―17
破産者　相澤　　謙
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部